

三重県部活動ガイドラインおよび
地域クラブ活動の推進等に関する方針

令和8年7月

三 重 県

三重県教育委員会

はじめに（本ガイドラインおよび方針の趣旨・対象）

<本ガイドラインおよび方針の趣旨>

三重県では、令和5年度から7年度までを国が「改革推進期間」と位置付けて進めてきた部活動改革を受け、中学校部活動の地域展開等に向けた取組を、市町や関係団体と連携しながら進めてきました。令和5年度末までに、ほとんどの市町において協議会が設置され、市町における推進体制の整備に係る検討が進められるとともに、一部の市町・学校においては地域展開の取組が始まっています。

一方で、取組の進捗には市町間で差があり、令和7年度時点において、休日の部活動における地域展開等は、運動部で約58%、文化部では約24%程度にとどまっています。また、指導者や受入団体の不足、安定的な運営体制の構築、保護者を含めた費用負担の在り方など、解決すべき課題は依然として多い状況にあります。

こうした中、三重県においても中学生世代の人口減少は今後さらに進行することが見込まれており、とりわけ地方部を中心に、従来の学校部活動を学校のみで維持していくことは、将来的に一層困難になることが懸念されます。このまま改革が進まなければ、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会そのものが失われかねません。

国においては、令和7年5月に示された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを踏まえ、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たな「改革実行期間」と位置付け、学校部活動の地域展開等を全国的に推進する方針が示されました。これにより、これまで十分に取組が進んでいない地域においても、着実に改革を進めることが求められています。

三重県においては、これまで進めてきた人材バンクの構築・運用、部活動改革コーディネーターを中心とする支援、県単独補助事業による市町支援などの取組を基盤としつつ、今後は、より多くの子どもたちが、地域の実情に応じた多様な形でスポーツ・文化芸術活動に安心して参加できる環境の整備を進めていく必要があります。

本ガイドラインおよび方針は、こうした状況を踏まえ、急激な少子化が進む中にあっても、将来にわたり県内の子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させていくことを目的として、三重県における学校部活動の在り方および地域クラブ活動の推進に関する方針を示すものです。また、本ガイドラインおよび方針については、実効性や時勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

市町、学校、地域の関係団体等においては、本ガイドラインおよび方針を踏まえ、地域の実情やこれまでの取組状況を十分に考慮しながら、子どもたちにとって望ましい活動環境の実現に向け、着実に改革を進めていくことを期待します。

<本ガイドラインおよび方針の対象>

「三重県部活動ガイドラインおよび地域クラブ活動の推進等に関する方針」のうち、「三重県部活動ガイドライン」は中学生・高校生等を対象とし、「地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」「関連する制度の在り方」については、公立中学校の生徒の活動を対象としています。

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに（本ガイドラインおよび方針の趣旨・対象） | 1 |
| I 三重県部活動ガイドライン | 4 |
| 1 学校教育の一環としての部活動 | 4 |
| （1）学校部活動の意義 | 4 |
| （2）部活動の現状と課題 | 4 |
| ① 生徒の健全な成長の視点から | |
| ② 生徒にとって望ましい部活動の視点から | |
| （3）安全面への配慮 | 5 |
| 2 適切な部活動の運営の在り方 | 6 |
| （1）適切な活動計画の作成と共通理解 | 6 |
| （2）参加大会等の精選 | 7 |
| （3）休養日・活動時間の設定 | 7 |
| ① 休養日の設定 | |
| ② 活動時間の設定 | |
| （4）適切な部活動指導に向けた研修 | 9 |
| （5）部活動指導の在り方の見直し | 10 |
| ① 部活動の運営 | |
| ② 地域人材の活用 | |
| ③ 合同チーム・団体の取組 | |
| ④ 中学校における部活動の地域連携 | |
| （6）暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶 | 12 |
| （7）安全管理と事故発生時の対応 | 13 |
| II 地域クラブ活動方針 | 17 |
| 1 部活動改革の基本的な考え方・方向性 | 17 |
| （1）改革の理念 | 17 |
| （2）取組の類型・名称（地域展開・地域連携） | 18 |
| （3）改革の方向性 | 18 |
| ① 基本の方針 | |
| ② 改革期間および取組方針（休日・平日） | |
| ③ 留意事項 | |

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 2 | 地域クラブ活動の在り方および認定制度 | 20 |
| (1) | 地域クラブ活動の在り方 | 20 |
| (2) | 地域クラブ活動に関する認定制度 | 21 |
| | ① 趣旨 | |
| | ② 想定される認定の効果 | |
| | ③ 理念について | |
| | ④ 認定要件のモデルについて | |
| | ⑤ 認定手続き等 | |
| 3 | 地域展開の円滑な推進に当たっての対応 | 24 |
| (1) | 推進体制の整備 | 24 |
| | ① 市町における体制整備 | |
| | ② 国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担 | |
| | ③ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携 | |
| | ④ 関係団体等・大学・民間企業との連携 | |
| (2) | 各種課題への対応 | 28 |
| | ① 運営団体・実施主体の整備等 | |
| | ② 指導者の確保・育成 | |
| | ③ 活動場所の確保 | |
| | ④ 活動場所への移動手段の確保 | |
| | ⑤ 生徒の安全・安心の確保 | |
| | ⑥ 障がいのある生徒の活動機会の確保 | |
| (3) | 生徒のニーズの反映および地域クラブ活動への参画促進等 | 37 |
| Ⅲ | 大会等の在り方の見直し | 39 |
| 1 | 生徒の大会等の参加機会の確保 | 39 |
| 2 | 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 | 39 |
| (1) | 大会等への参加の引率 | |
| (2) | 大会等の運営への従事 | |
| 3 | 生徒の安全確保 | 40 |
| 4 | 全国大会をはじめとする大会等の在り方 | 40 |
| Ⅳ | 関連する制度の在り方 | 41 |
| 1 | 教師等の兼職兼業 | 41 |
| 2 | 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い | 41 |
| | 参考文献 | 43 |
| | 「認定要件」および「確認事項」 | 44 |

I 三重県部活動ガイドライン

1 学校教育の一環としての学校部活動

(1) 学校部活動の意義

学校部活動(以下、「部活動」とする)は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果(試合に勝つなど)を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

なお、部活動は、教育課程外の活動であり、法令上の義務として実施されるものではないことから、学校の判断で実施されないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加によって成り立つ活動であることにも留意する必要があります。

(2) 部活動の現状と課題

①生徒の健全な成長の視点から

県教育委員会の令和7年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校(全日制)における部活動への加入率は、中学校では、運動部で約64%、文化部で約18%の合わせて約82%、高等学校では、運動部で約39%、文化部で約24%の合わせて約63%となっており、多くの生徒が部活動に加入しています。

成長著しい時期や体の発育発達が不安定な時期に、過度な活動(休養日を設けない、長時間の練習等)や効果的でない活動は、生徒の心身に大きな負担を与えるとともに、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことにもつながります。

加えて、過度な活動が続くことで、対象への興味・関心を失い、ドロップアウト(離脱)やバーンアウト(燃え尽き症候群)に陥ることもあります。

そのため、適度な活動に向けて、休養日や活動時間を設定し、長期休業中にはオフシーズン期間を設けるなど、成長期の生徒が心身の健康を維持し、学校内外の生活や学習とのバランスが取れる活動計画とすることが大切です。また、生徒の発育発達には個人差が大きいいため、指導者は「個に応じた指導」について配慮するとともに、部活動の指導ではメリハリをつけ、活動終了後は、できるだけ早く帰宅できるよう、帰宅指導を行うことも大切です。

なお、生徒の健全な成長には、家庭の役割も重要であることから、食事や休養(睡眠)等の基本的な生活習慣を身に付けることについて、家庭との連携が不可欠となります。

生徒の家庭生活を充実させるためには、部活動の運営や方針について、家庭と共通理解を図り、生徒の健全な成長を中心に据える活動が求められてい

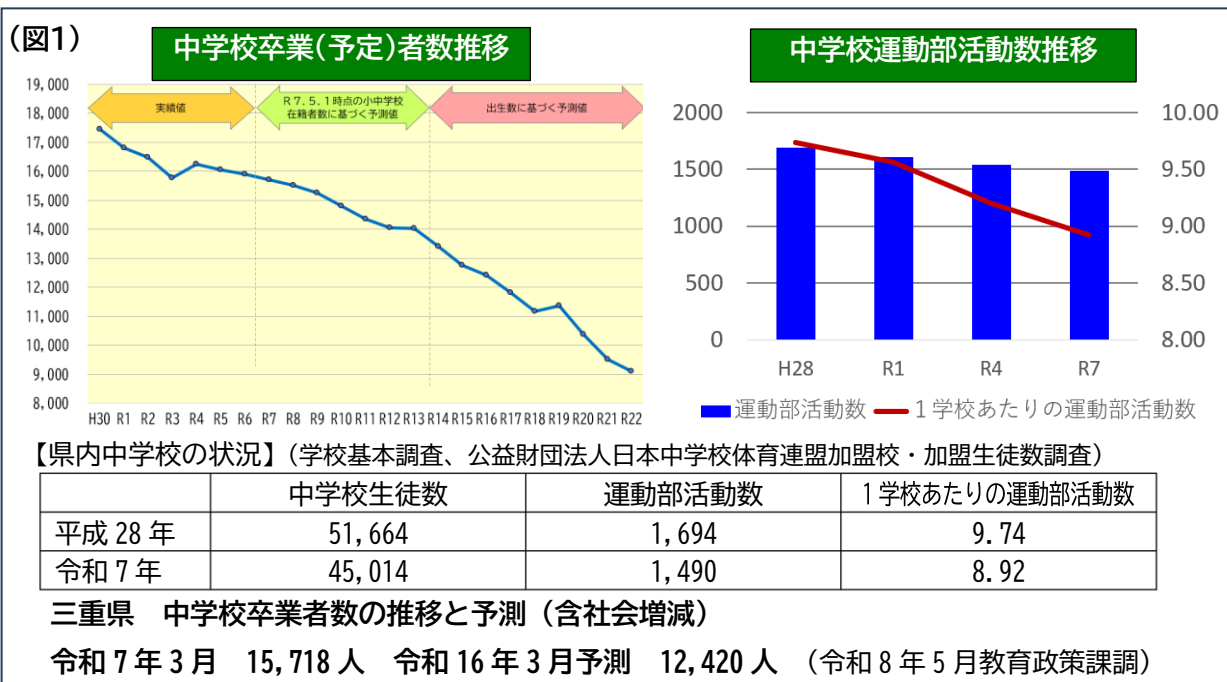
ます。

②生徒にとって望ましい部活動の視点から

少子化による生徒数・教員数の減少を背景に、部活動数が減少しており、教員自身が活動経験のない部活動を指導するケースも見られることから、持続可能性の観点で課題があります。（※図1参照）

生徒にとって望ましい部活動の環境を整えていくためには、校長は教員の専門性や校務分掌、負担の度合い、教員一人ひとりの抱える事情、地域人材活用の可能性等も踏まえ、顧問を適正に配置することなど、部活動の運営について、実態の把握・見直し等を図っていくことが求められています。

加えて、生徒が主体的に活動を選択し、多様な経験を積むことができる環境を整えることが、これまで以上に重要となっています。性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、多様な生徒のニーズに応えるため、学校の実情に応じて、複数の部活動の所属を認めたり、レクリエーションに重点を置いた活動の機会を設けたり、多様な種目を体験できるマルチスポーツ部や総合文化部等を設置したりするなどの工夫も、持続可能な活動環境を構築する上で有効な選択肢となります。



(3) 安全面への配慮

部活動は、運動部・文化部を問わず、準備段階等も含め、状況によって怪我や事故等につながる可能性があり、場合によっては重篤なケースに至ることも想定されます。

（参考）日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」より
 H17～R6の障害見舞金件数 体育・保健体育授業 1151件、体育的部活動 2878件
 H17～R6の死亡見舞金件数 体育・保健体育授業 104件、体育的部活動 246件

「活動しているのだから、怪我や事故は、ある程度起こっても仕方がない」というのではなく、怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を継続するため、学校全体において共通理解を図るとともに、手立てや救急体制の明確化等の整備が求められています。

そのため学校は、県教育委員会が作成している「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している「なくそう運動部活動の事故」等を参考にして、学校全体で共通理解を図り、事故防止に努めていくことが必要です。

2 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする必要があります。

また、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全な成長」、「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、学校では本ガイドラインおよび方針等に基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切です。

(1) 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や本ガイドラインおよび方針等に基づき、部活動の意義を踏まえた学校部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について共通理解することが必要です。そのうえで、指導者の指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画等を立てることが必要です。

指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。

また、運動部活動では、指導計画等を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究や科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも大切です。

学校部活動運営方針や各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうか検証し、必要に応じて見直すことが大切です。

県教育委員会は、本ガイドラインおよび方針を踏まえた各校での取組状況(活動運営方針、休養日・活動時間の設定等)について、学校体育・部活動実態調査(県教育委員会事務局保健体育課実施)等を通して把握し、指導・助言します。

【各部活動の活動計画作成にあたって】

- 学校教育目標および「学校部活動運営方針」を基に計画する。
- 生徒の発育・発達段階、運動能力、活動経験等を考慮する。
- 参加する大会等の期日を考慮し、基礎練習期、大会等の想定練習期、大会・コンクール期、休養期の設定等、練習と休養のバランスに配慮する。
(参加大会等および校外活動の精選、種目(競技)の特性等も考慮し計画する)
- 体育大会・文化祭などの学校行事に配慮する。
- 放課後活動は、日没時刻等の安全面を考慮し、下校時刻を守る。
- ※ 校長は、各部活動の計画およびその活動について確認し、必要に応じて改善を図るとともに、学校部活動運営方針や各部の活動計画等をホームページなどで積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めます。また、方針の遵守状況等を随時確認し、指導・是正を行うなど、継続的な見直し(PDCAサイクルの実行)を行うことが重要です。
- ※ 活動計画は、保護者等にも示し、理解を得ることが大切である。特に、校外での活動にあたっては、「いつ・どこで・どのような大会等」があるかを事前に早く知らせるとともに、参加方法等の詳細についても伝える必要がある。

(2) 参加大会等の精選

日常活動の成果を発揮する場として、各学校体育・文化連盟等主催の大会やコンクールのほか、関係団体が主催する大会等が多く開催されています。

特に、関係団体が主催するものは、週休日(休日)に開催されることが多いため、生徒や指導者は、週休日に休養が取りにくくなります。

大会等への参加は、日常活動の成果や課題を確認できるなど、十分に意義のあるものですが、生徒・指導者の健康面や安全面、さらには費用等の負担についても配慮することが大切です。そのため、学校においては、生徒・保護者へ理由等を十分説明したうえで、参加する大会やコンクール、校外での練習試合、合同練習会について精選することが必要です。

(3) 休養日・活動時間の設定

①休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためには、休養日を設定し、生徒の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要です。特に、中学生の時期は、個人差もありますが、呼吸器や循環器が発達する頃といわれます。このように発育・発達過程にある不安定な時期には、オーバーワークにならないよう配慮することが大切です。

過度な活動により、「部活動の練習等で疲れて、授業に集中できない」というようなことでは、学校教育の一環としての活動から外れたものになってしまいます。

指導者が生徒のことを考え、「上達させたい」や「大会で勝たせたい」と願い、生徒も「大会等で結果を残したい」という思いから人一倍練習しようとするかもしれませんが、生徒の健康や安全を最優先し、活動計画を立て、活動の見通しを持つことが必要です。

【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

☆ 1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日又は日曜日とする）

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 1週間のうち、1日は休養日を設定する。（土曜日又は日曜日の1日とする）

※ 各学校での設定については、「全ての部活動が一斉に設定する」「（活動場所の有効利用等を考慮し）部活動によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせ、休養日を設定する。

※ 大会開催等により、上記のとおり休養日を設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

※ 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、休養日を複数日設定する。

《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

○ 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動（参加大会等）の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。

○ 週休日に開催される大会等において、勝ち進むなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて（連続した）休養日を設定したりする。

②活動時間の設定

活動時間については、生徒の体力や技能を考慮し、過度な負担にならないようにするとともに、競技の特性やシーズンの有無も考慮しながら適切に設定することが大切です。

活動時間を適切に設定することにより、生徒の家庭学習や睡眠時間の確保等につながられます。

活動は、その質（取組方法等）に重点を置き、各部活動の指導者が策定した活動計画（大会・コンクール期、取組充実期、休養期）等を踏まえ、適切な活動時間を計画します。

「長時間の活動」が好成績につながるとは限りません。指導者は、スポーツ・医科学の見地も踏まえ、過度な練習がスポーツ障害等のリスクを高め、必ずしも技術向上につながらないことを理解し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる合理的・効率的な指導を推進することが大切です。

【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

☆ 平日は、2時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、3時間以内とする。

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

☆ 平日は、3時間以内とする。

☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、4時間以内とする。

※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。

※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。

※ 活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・文化芸術活動に充てる時間をいう。

なお、活動時間以外の時間も、できるだけ短時間に終えるようにする。

（大会等（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもあるが、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。）

≪活動時間を延長する必要がある場合≫

○ 大会前等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。

（4）適切な部活動指導に向けた研修

円滑な部活動の運営を目指す時、指導者による生徒への声掛けは大切なものとなります。そのため、指導者自身の経験則に頼るのではなく、その活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けることで、より自信を持って指導にあたることができるようになります。

指導書等から学ぶことも一つの方法ですが、技術指導のためだけではなく、生徒の健全な成長、望ましい部活動運営、生徒の安全確保等の指導者自身の指導力向上の観点からも、研修会に積極的に参加することが大切です。

県および学校の設置者は、指導者を対象に、スポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識・技能、暴力等の不適切行為の根絶、適切な休養日・活動時間設定の遵守徹底等に関する研修を計画的に実施します。特に、部活動指導員等については、定期的な研修を確実に実施する必要があります。

部活動指導員に対する研修内容（例）

【学校設置者による研修】

- ・部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ・学校教育および学習指導要領
- ・部活動の意義および位置付け
- ・サービス（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止、生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止等）
- ・生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ・顧問や部活動を担当する教師等との情報共有
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応
- ・女子生徒の健康課題や障がいのある生徒等への配慮
- ・保護者等への対応
- ・部活動の管理運営（会計管理等）
- ・子どもの人権を尊重した関わり方
- ・性の多様性の尊重

【学校による研修】

- ・学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ・学校、各部が抱える課題
- ・学校、各部における用具・施設の点検・管理

（5）部活動指導の在り方の見直し

①部活動の運営

部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものです。その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境

となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要があります。また、学校の実情等に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討することが考えられます。

令和7年度学校体育・部活動実態調査によると、本県公立中学校および県立高等学校における運動部顧問の配置数（1部あたりの平均）は、公立中学校で1.8人、県立高等学校（全日制）で2.8人です。小規模校では難しい面があるかもしれませんが、一人の顧問が全てを担当しなくても、顧問を複数配置することで役割を分担する指導の在り方もあります。

技術的な指導はできなくても、生徒の活動を見守ったり、一緒に活動したりすることで、生徒の気持ちに寄り添う指導者の存在は大切なものです。

技術的な指導においては、生徒や日常の活動の実態等を十分に考慮しながら、状況によっては、専門性を有する指導者（外部指導者等）に指導の協力を依頼し、協力を得ることも効果的です。

適切かつ効果的な指導により、生徒の活動への興味・関心を高めることは、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動を継続する力になります。

校長は、顧問を配置する際、教員の専門性や校務分掌の状況、本人の抱える事情等も勘案し、特定の教員の負担が過度とならないよう配慮します。

②地域人材の活用

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効です。

地域人材を活用することは、地域の教育力を活かすということであり、地域と協働した学校づくりにつながります。

県教育委員会および市町教育委員会等、学校設置者は、学校の実態等に応じて、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の働き方改革推進の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、地域人材の活用に向け積極的に取り組みます。

地域人材の活用にあたっては、部活動が学校管理下において行われる活動であることを踏まえ、外部の指導者に対し、事前に校長から学校部活動運営方針等を説明し、十分に理解を得たうえで指導にあたってもらうことが必要です。

③合同チーム・団体の取組

団体で大会・コンクールに参加する部活動においては、生徒数の減少

に伴い、単一校で生徒のニーズに応じた部活動が設置できなかつたり、チーム編成が成り立たなかつたりし、生徒の希望に応じることができない状況が生じています。

少人数の部活動において合同チーム・団体を編成することは、生徒に大会参加の機会を与え、活動に継続して親しむことができる機会の確保にもつながります。

合同チーム・団体の編成を検討・実施するにあたっては、当該校の校長・指導者間において、移動手段等生徒引率に伴う安全確保や練習時間、練習場所、指導体制等を確認し、生徒や保護者の理解を得たうえで進める必要があります。

④中学校における部活動の地域連携

中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等により、地域連携に取り組みながら、段階的な地域展開を目指していく必要があります。

また、各市町の協議会等で検討のうえ、各学校の部活動が学校種を越え、高等学校等との合同練習を実施したり、地域クラブ活動と共同で実施したりするなど連携を深め、生徒同士が切磋琢磨するなど、多様な交流の機会を設けることも大切です。

(6) 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼします。

体罰は学校教育法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないよう注意を払う必要があります。

指導者は、自らが不適切行為を行わないことは当然として、生徒同士における不適切行為を防止する役割も担います。近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒間でのトラブルが発生しやすくなっています。他者を誹

謗中傷するような書き込みは人権侵害であり、時には犯罪や損害賠償責任につながりうることについても指導し、生徒同士の不適切行為の防止にも留意する必要があります。

また、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は閉鎖的な環境で発生しやすいことから、複数の指導者が関わるなど開かれた活動環境を整備し、風通しの良い組織づくりに努めることが極めて重要です。事案発生時には、被害生徒のケアを最優先に対応するとともに、組織的に事案の事実確認や再発防止策を行うことが求められます。

(7) 安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐための行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。(※参考文献①②⑥参照)

① 健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が、自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理がかかる状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させるとともに、スポーツ医・科学の見地に基づき、過度な練習が必ずしも技術向上につながらないことを理解し、短時間で効果が得られる合理的・効率的な指導を推進する。その際、各中央競技団体等が作成・公表している指導手引（練習メニュー、安全上の注意等）も積極的に活用する。
- 基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動を実践することで、事故を未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。
- サッカー（ハンドボール）ゴールにぶら下がり、ゴールと一緒に転倒してしまうことによる事故が発生している。ゴールは、適切に設置（固定等）するとともに、正しく取り扱うよう事前指導を行う。

⑤ 指導時の指導者の立会

- 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な活動をするなど、安全に配慮することが大切である。
- 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策

「部活動等における児童生徒の輸送に係わる交通安全対策について（三重県教育委員会 平成7年3月23日 教教第183号、令和3年3月10日 教委第20-553号にて一部改正）」の通知に基づき、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

部活動時の生徒等の輸送に係り、市町において別に規定等がある場合は、その規定に基づき対応する。

⑦ 天候等を考慮した指導

1 熱中症対策

- 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数

(WBGT) が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録および関係する教職員への伝達体制を整備する必要がある。部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活動は、体育よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。(※参考文献③⑦

⑧参照)

各県立学校においては、令和5年8月4日付け県教育委員会事務局通知により、以下のとおり対応することとする。

なお、各市町立学校においては、各市町等教育委員会の定めのとおり対応することとする。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

- (1) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が 31℃以上の場合⇒「運動は中止する」
- (2) 活動場所の暑さ指数（WBGT）が 28℃以上 31℃未満の場合
⇒「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」
- (3) 部活動における各種大会への参加⇒「大会主催者の指示に従う」

2 その他荒天時の判断

- 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。（※参考文献⑨参照）

【落雷の兆候やそれに係る対応】

- ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する。
- ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある。
- ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する。
- ・ このほか、気象庁ウェブサイトにおいて、雷注意報等の発表状況や、雷発生之感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられる。

Ⅱ 地域クラブ活動方針

1 部活動改革の基本的な考え方・方向性

(1) 改革の理念

- ア 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠です。
- イ 学校主体の部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要です。
- ウ 障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要です。

- ・部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要です。
- ・部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待されます。
- ・部活動の地域展開等を通じて、子どもや大人、高齢者や障がい者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待されます。

(2) 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）

部活動の「地域展開」と「地域連携」それぞれの内容は、以下のとおりです。なお、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」とします。

| | |
|--------|---|
| 「地域展開」 | 生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校主体の部活動から地域主体の地域クラブ活動へと転換し、地域全体で支えること。 ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をよりの確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更 ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要 |
| 「地域連携」 | 学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること |

(3) 改革の方向性

①基本の方針

ア 中学校等を設置する市町等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることが重要です。

イ 県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市町等に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを行うことが重要です。

②改革期間および取組方針（休日・平日）

・改革期間

ア 令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とします）。

イ 前期の終了時に、国において「中間評価」を実施。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。

・取組方針

【休日】

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指します。

※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。

※現時点で着手していない市町においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。

※中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進。

【平日】

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、市町が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等が行われるため、市町において地域の実情等に応じた取組を実施。

※前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。

③留意事項

ア 地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要です。

イ 地理的要因や指導者不足といった事情、市町の財政事情等に関わらず、安定的・継続的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・県・市町等の支え合いによる公的支援が必要です。また、持続可能な運営の観点から、民間企業等との連携や寄附等の活用などを有効に組み合わせることも重要です。

ウ 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることを防ぐよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要です。

エ 部活動改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要です。

- ・これから改革に取り組む市町においては、早急に、生徒のニーズや実態の把握等を行った上で、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組み、その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられます。

- ・市町において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定されます。
- ・市町において、改革の方針を決定した場合には、その理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要です。

2 地域クラブ活動の在り方および認定制度

(1) 地域クラブ活動の在り方

- ア 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要です。
- イ 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要です。

学校部活動が担ってきた教育的意義の例

- ①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
- ③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例

- ①生徒のニーズに応じた多種多様な体験(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。)
- ②生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)および地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等

- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すること。

- ・学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

(2) 地域クラブ活動に関する認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の趣旨および理念と認定要件(モデル)は、以下のとおりです。詳細については、巻末「認定要件および確認事項」を参照。

①趣旨

- ア 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、県が本ガイドラインおよび方針により示す認定要件のモデルおよび国が示す認定手続等に基づき、市町等において認定を行う仕組みを構築します。
- イ 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称します。
※認定要件に沿って、市町等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなします。

②想定される認定の効果

- ア 生徒・保護者等に対する市町等による情報提供
- イ 地域クラブ活動の運営等への公的支援
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ウ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- エ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加(市町における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等)

③理念について

～ 三重県の地域展開に対する考え方 ～

- 子どもたちが目的や関心に応じて活動を選択でき、主体性を育むことができる学びの場であるとともに、心身の健やかな成長と自立が促され、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむための土台をつくる場として発展させることをめざす。
- 子どもたちが幅広い世代の人々と豊かに交流することで、地域への愛着を持ち成長できる場となるよう、地域全体で関係者が連携して発展させることをめざす。

④認定要件のモデルについて

【認定要件のモデル】

- ①三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること
 - ②国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」および「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること
 - ③営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること
 - ④公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること
(日本版 DBS[学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律]の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等)
 - ⑤生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること
 - ⑥団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること
 - ⑦活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校および市町と情報共有等を行っていること
 - ⑧暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること
- ※円滑な実施の観点から、一定の経過措置を設定
(原則として令和8年度末まで)
- ※市町等が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意

⑤認定手続き等

ア 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町等に提出。市町等は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。

イ 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町等において設定。

ウ 市町等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

※特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

3 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

(1) 推進体制の整備

①市町における体制整備

ア 市町において、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要です。

イ 地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要です。

ウ 市町等は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められます。

②国・県・市町等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

| | |
|-------------------|--|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、市町に対するきめ細かな支援等を実施 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市町等に対するきめ細かな支援を実施 ・一つの市町等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施 |
| 市町等 | <ul style="list-style-type: none"> ・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施 |
| 地域クラブ活動の運営団体・実施主体 | <ul style="list-style-type: none"> ・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施 ・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施 <p>※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要</p> |

③地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、下記のとおり、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要です。

ア 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有すること。

特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図ることが考えられます。

イ 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行うことが考えられます。

ウ 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行うことが考えられます。

- ・ 活動方針・活動状況等の共有に当たっては、ICT や既存の協議会等を活用するなど、学校の負担軽減に留意すること。
- ・ 令和6年12月に学習指導要領解説が改訂され、学校と地域クラブとの連携等に関する記載が新設されていることにも留意すること。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設

（中学校・特別支援学校（中学部））

地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して、以下の内容を総則編および保健体育編に明記。

- ①学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ②特に、平日と休日では指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

④関係団体等・大学・民間企業との連携

i) 基本的な考え方

ア 部活動改革を円滑に進めるためには、市町が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要です。

イ その際、特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠です。

ウ 関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待されます。

エ 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられます。

※地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要です。

<関係団体等・大学・民間企業にとってのメリットの例>

<関係団体等>

- ・スポーツ・文化芸術活動の実施者の裾野拡大
- ・多世代での交流等を通じたスポーツ・文化芸術全体の振興 等

<大学>

- ・地域における大学の認知拡大
- ・指導等の実践を通じた知見集積
- ・研究等へのフィードバック
- ・指導者や教師等を目指す大学生への実践機会の提供による人材育成 等

<民間企業>

- ・CSR（企業の社会的責任）の一環としての地域貢献
- ・地域における企業の信頼性向上
- ・自社ブランドやサービスの認知拡大
- ・人材採用・定着に関する好影響
- ・社内人材への活躍・育成機会の提供 等

ii) 関係団体等・大学・民間企業に期待される主な役割

| | |
|--------------|---|
| <p>関係団体等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・専門的指導者・運営人材等の派遣 ・各競技種目等に関する指導の手引きの作成・普及 ・活動プログラムや自主練習用動画教材等の提供 ・団体の所有する施設の貸出し、用具・物品等の提供 ・大会運営等への参画や新たな大会の開催 ・体験会・イベントの開催 等 |
| <p>大学</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成に係る研修会の実施 ・大学生や大学教員の指導者・運営人材等の派遣（事前指導、派遣先との調整等を含む。） ・大学生の参加促進に向けた地域クラブ活動における指導の単位認定等 ・大学施設の貸出し ・大学施設を拠点とした集合型の地域クラブ活動の実施 等 |
| <p>民間企業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・財政的支援（寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー、収益還元型の自動販売機等） ・指導者・運営人材等の派遣（社内制度の整備による短時間勤務制度の導入や副業促進等を含む。） ・企業等の所有する施設の貸出し、用具・物品の提供 ・運営・管理等に関するノウハウや活動プログラムなどの提供 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体を担うこと 等 |

iii) 協力促進のための主な取組

ア 地域展開等の検討段階からの関係団体等・大学・民間企業の参画促進（協議会への参画等）

イ 市町・地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置

ウ 企業等による連携体制の構築

（例）「ブカツ・サポート・コンソーシアム」（令和6年9月設立）

日本郵政株式会社と公益財団法人日本スポーツ協会とのパートナー契約締結

エ 企業等へのインセンティブ付与

（例）練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度
公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチーム等に対する公共施設の優先利用

(2) 各種課題への対応

①運営団体・実施主体の整備等

i) 基本的な考え方

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、市町等による企画・調整の下、認定要件等に則って、持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供することが求められるため、適切な運営体制の整備等を行うことが必要です。市町が運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行うことなども重要です。

イ 特に、地域クラブ活動の運営団体については、各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核を担う観点から、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成、ICT 等を活用した運営業務の効率化、組織としての責任を明確にするための法人格の取得等を進めることが望ましいと考えられます。

※国において作成予定の地域クラブ活動の創設・運営等に係るガイドブックも参照。

ii) 具体的な取組内容（例）

| 項目 | 主な取組例 |
|-------------------------------|---|
| 運営に関するサポート体制の整備、運営を担う人材の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町による地域クラブ活動の運営に関する相談・助言窓口等のサポート体制の整備 ・市町による会計・税務処理や労務管理、個人情報取り扱い、ガバナンス、マネジメント等に関する研修機会の確保 等 |
| 組織体制・財政基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営（法令等に基づく事業運営、公正かつ適切な会計処理など） ・公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録制度および認証制度（部活動の地域展開タイプ）の活用 ・活動の維持・運営に必要な適切な額の参加費等の設定 ・多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等） 等 |
| ICT 活用による運営業務の効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の指導者や参加者との連絡・調整、参加者の出欠、活動の実施報告へのコミュニケーションアプリ等の活用 ・参加費等徴収や指導者への報酬支払等の会計業務等における ICT の活用 ・ICT の活用による各種運営業務の一元的な管理の検討 等 |

②指導者の確保・育成

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動を円滑に実施するためには、地域の多様な人材等から、質・量ともに十分な指導者を確保することが不可欠です。
- イ 部活動の地域展開に当たっては、活動内容の質的な向上も図る必要があり、そのためには、参加者が中学生等であることを踏まえた、適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導が行われることが重要です。
- ウ 指導者の確保に当たっては、人材バンクの活用を通じて地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教師等の兼職兼業を促進することも重要です（詳細は、P41「教師等の兼職兼業」を参照）。

<想定される人材の例>

【地域スポーツクラブ活動】

総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、スポーツ推進委員、大学生（特に体育・スポーツ系および教員養成系、卒業生を含む。）、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間スポーツクラブの指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）、教員免許所有者、SEA・CIR（JETプログラムによるスポーツ国際交流員・国際交流員）、武道関係者等

【地域文化クラブ活動】

アマチュアでの活動者、アーティスト、大学生、退職教職員、教職員（兼職兼業）、部活動指導員（地域クラブ活動の指導者を兼務）、民間の文化芸術関係の指導者、民間企業等の社員・自営業者・公務員（兼職兼業）等

ii) 具体的な取組内容 (例)

| 項目 | 主な取組例 |
|----------------------------|--|
| 多様な人材の発掘・マッチング・配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県による人材バンクの運用等（幅広い関係者への登録依頼やマッチング支援、民間企業等に対する短時間勤務制度や副業制度などの柔軟な勤務制度の導入依頼等を含む。） ・ 指導補助や見守りなど活動をサポートする人材を募集し、幅広い人材に協力が得られる仕組みを整備 ・ 市町と大学との組織的な連携を通じた大学生や大学教員の活用促進 等 |
| 適切な資質・能力の保障、人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町や大学・関係団体等による研修会（オンラインの積極的な活用）の開催（P10「部活動指導員に対する研修内容（例）」に沿った研修の実施） ・ 公認スポーツ指導者資格等の取得促進等 ・ 地域クラブ活動を支える多様な指導人材が学び続けることのできる仕組みづくりや資格の取得を目指す環境整備 ・ 経験豊富な指導者とペアで指導を行う OJT の推進 ・ 地域クラブ活動の方針や生徒の志向等に応じた参加者の安全確保や見守りに重点を置いた研修の実施 ・ 国における指導の手引き等の作成・普及 ・ 女性アスリートの健康課題等に関する指導者等の理解促進や予防に向けた取組の実施 ・ 障がいの有無等を含めたスポーツ実施者の特徴を踏まえた多様な指導方法の習得 ・ 指導者に対する適切な処遇の確保 等 |
| 平日（学校部活動）と休日（地域クラブ活動）の一貫指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校との間での活動方針等の共有 ・ 指導者同士での定期的な情報共有（ICT・アプリの活用を含む。） ・ 学校関係者と地域クラブ関係者による合同研修会の開催 ・ 共通の指導者による指導（兼職兼業の教師や部活動指導員による地域クラブ活動の指導、地域クラブ活動の指導者を部活動指導員に任用） 等 |
| ICT の効果的活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル技術を活用した遠隔指導、デジタル動画を活用した自主学習 ・ デジタルと対面での指導の最適な組み合わせ 等 |

③活動場所の確保

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠です。
- イ 今後、地域クラブ活動の増加に対応していくためには、学校施設等の更なる利用の促進に加え、学校における働き方改革や地域の指導者の負担軽減の観点から、学校施設をはじめとした活動場所の効果的・効率的な管理等にも取り組むことが必要です。
- ウ その際、特に、学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつなげていくことも重要です。

ii) 具体的な取組内容（例）

| 項目 | 主な取組例 |
|-------------------------|--|
| 活動場所の確保 (学校施設等の有効活用) | <ul style="list-style-type: none">・ 中学校をはじめ、小学校や高等学校、特別支援学校、大学、廃校施設に加え、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業、大学等が保有する施設等の活用促進・ 認定地域クラブ活動に対する学校施設等の優先利用・使用料減免等・ 学校体育施設等の夜間照明の整備・活用、用具等の保管スペースの確保・ 学校施設や学校備品等の活用に関する規程の整備 等 |
| 活動場所の管理運営の効率化等 | <ul style="list-style-type: none">・ ICTの活用による予約システムの構築・ 予約システムと連動したスマートロックの導入、キーボックス等による鍵の受け渡しの負担軽減（休日の地域クラブ活動の実施に当たり教職員が出勤しなくてよい仕組みの構築等）・ 学校施設の管理における指定管理者制度や業務委託の活用・ 地域住民との共同利用や公共施設の有効活用を実現するための学校施設の複合化 等 |

④活動場所への移動手手段の確保

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手手段の確保が必要です。その際、障がいのある生徒等を含め、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要です。
- イ 活動場所への移動手手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、市町における交通部局と教育部局およびスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要です。
- ウ 教育・スポーツ・文化分野以外でも、例えば、介護・福祉分野や医療分野など地域における移動手手段の維持・確保が課題となっている政策分野があることから、多様な分野の関係者が連携・協働していくことも重要です。

ii) 具体的な取組内容（例）

| 項目 | 主な取組例 |
|-----------------|---|
| 既存の送迎車両の有効活用 | ・スクールバスやスポーツ団体等のマイクロバスの活用等 |
| 地域公共交通との連携等 | ・地域公共交通の運行ダイヤに合わせた地域クラブ活動の実施 ・地域公共交通の運行ダイヤの見直しの検討 ・地域公共交通の利用料への補助 ・AI オンデマンド交通等の新技術や自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）の仕組みの活用 等 |
| 多様な政策分野との連携・協働等 | ・介護施設や、病院、商業施設等への送迎への混乗 ・市町における送迎事業（複数）の一括委託 等 |

⑤生徒の安全・安心の確保

i) 基本的な考え方

- ア 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する活動です。そのため、学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を適切に実施し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境づくりを進めていく事が重要です。
- イ 基本的には、地域クラブ活動に関する認定制度および指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保に向け、着実に取り組んでいくことが重要です。これらの制度が効果的に運用されるよう、国が作成する指導の手引き等の活用

や、市町や地域クラブ活動の運営団体等において相談窓口の積極的な周知なども進める必要があります。

- ウ また、市町や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在をあらかじめ共有しておくことが大切です。万が一事故等が発生した際には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、迅速かつ丁寧に事後対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行うことが求められます。
- エ さらに、怪我等への備えとして、生徒および指導者に対し、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を徹底することも重要です。

※先般のスポーツ基本法改正において、暴力等の防止に関する規定（第29条）が新設されたことも踏まえながら、国、県、と市町、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら、必要な対策に取り組んでいくことが重要です。

【参考】スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び市町は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

ii) 具体的な取組内容 (例)

| 項目 | 主な取組例 |
|---|--|
| <p>事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止</p> <p>※公益財団法人日本スポーツ協会等を中心に関係団体が一体となって進めている「NO！スポハラ」活動と連動して取組を進めることも重要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・指導者・保護者・生徒等への研修・普及啓発等の推進（関係者の共通理解の向上） ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体における組織的な体制整備（スポーツドクター・有資格のトレーナー・弁護士・学校医、医療機関等との緊密な連携等を含む。） ・過度な練習等の防止や適切な活動環境の確保（熱中症や脳震とうの防止対策等を含む。） ・公益財団法人日本スポーツ協会等に設置された暴力等に関する相談窓口の活用促進 ・市町等が相談を受け付け対応する仕組みの構築 ・国における指導の手引き等の作成・普及 等 |
| <p>責任の所在の明確化、事後対応・再発防止</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市町等や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化 ・事案発生時の対応等について定めた緊急対応マニュアルの作成、職員・指導者等への周知徹底 ・市町等の担当者や専門家等を交えた事案の分析および再発防止策の検討・策定 ・地域クラブ活動の運営団体等の賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象））への加入 等 |
| <p>生徒および指導者の保険への加入</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険（例：スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」は両者を兼ね備えたもの）への加入 等 |

iii) 特に留意すべき事項

- ・ 事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等の徹底、不審者、災害発生時等の対応については、学校の内外や国公私立・学校種、スポーツ・文化芸術や種目等の別を問わず、共通して取り組まれることが重要であること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等については、指導者はもとより、保護者・生徒等に対する研修・普及啓発等も推進し、関係者の共通理解の向上を図ること。特に、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）において示された、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が十分に理解されるようにすること。
- ・ 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められること。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
- ・ 近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
- ・ 暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、職員・指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織作りなどにも留意すること。
- ・ 事案発生時には、保護者や生徒が在籍する中学校等とも適切に連携しながら、被害を受けた生徒のケアを最優先に対応すること。個々の指導者任せにせず、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において組織的な対応を行うこと。事案の事実確認に当たっては、被害者、加害者、その他の関係者から丁寧に聞き取り等の対応を行い、事案に応じた適切な対応を行うこと。

※地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体および賠償制度・保険の取扱いについては、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の、別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」を参照。

⑥障がいのある生徒の活動機会の確保

i) 基本的な考え方

ア 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要です。

イ また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要です。

ウ 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要です。

ii) 具体的な取組内容 (例)

| 項目 | 主な取組例 |
|---------------------|--|
| 多様な地域の関係者の参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスポーツクラブ・文化芸術関係クラブ、障がい者スポーツセンター、地域のパラスポーツ協会、放課後等デイサービス実施事業者等、多様な地域の関係者の参画 等 |
| 指導者の資質能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁が作成した障がいのある人へのスポーツ指導等の際に参考となる「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」等を活用した指導者の資質・能力の向上（特に、障がいのある生徒への指導を専門としない指導者等） ・公認パラスポーツ指導者資格等の取得促進 等 |
| 新たなスポーツ・文化芸術活動機会の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、学校部活動が行われていない場合（障がいのある生徒が、特別支援学校や中学校において学校部活動に参画する機会がないケース）における、新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供 ・既に学校部活動が行われている場合（障がいのある生徒が、中学校において現に他の生徒とともに学校部活動を行っているケースや、特別支援学校において学校部活動を行っているケース）における、運営団体・実施主体における障がいのある生徒の受入れ 等 |

(3) 生徒のニーズの反映および地域クラブ活動への参画促進等

i) 基本的な考え方

- ア 部活動の地域展開等に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要です。その際、特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒、スポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しみたい生徒等を含め、多様な生徒がそれぞれの希望に応じて、多種多様な体験ができる環境を整備することが重要です。
- イ そのためには、アンケート調査の実施等を通じて、幅広い生徒等の問題意識やニーズを的確に把握し、その結果を具体的な活動に反映させることが重要です。また、活動開始後も、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努めることが重要です。
- ウ 生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするためには、市町および地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供することが必要です。その際、確実かつ円滑な情報提供等のためには、小学校・中学校等と密接に連携しながら対応することが重要です。
- エ さらに、地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、目標や活動を生徒同士で話し合っ決めてたり、活動を改善する工夫を行ったりするなど、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつなげることも重要です。
- オ そうした参画により、生徒にとって所属するクラブがより魅力的なものとなるとともに、将来的に、生徒が指導者やスタッフとして地域クラブ活動の運営に携わることにつながり、人材の好循環が生まれることも期待されます。

ii) 具体的な取組内容（例）

| 項目 | 主な取組例 |
|------------------------|--|
| 生徒等のニーズの把握・反映 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒・保護者等へのアンケート調査の実施およびその結果に基づく活動の構築・改善 ・生徒同士で取り組みたい活動等について議論するワークショップの開催 等 |
| 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等 | <ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年や中学生等を対象とした体験会の開催 ・中学校等の入学説明会等の機会を活用したオリエンテーションの開催 ・ポータルサイトやアプリなどによる地域クラブ活動に関する一元的な情報提供 ・地域の行事等における発表会等の機会の提供 ・ポスター・チラシ・動画等による広報活動 ・定期的な説明会・シンポジウム等の開催 等 |
| 生徒の地域クラブ活動の運営等への参画 | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒同士による活動目標・活動計画、役割分担等の話し合い ・生徒による新入生や小学生向け体験イベントや説明会等の運営 ・生徒が中学校等の卒業後も地域クラブ活動に参加したり、将来的に地域クラブ活動の運営等に関わる仕組みの構築 等 |

iii) アンケート調査において把握することが想定される事項の例

| |
|--|
| <p>【地域クラブ活動の検討段階（事前アンケート）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校部活動等でのスポーツ・文化芸術活動の状況 ②地域クラブ活動の種目・活動内容の希望 ③地域クラブ活動の活動時間・活動日数の希望 ④地域クラブ活動への参加目的（身に付けたい資質・能力を含む。） ⑤地域クラブ活動への不安・懸念 ⑥地域クラブ活動の指導者に期待すること 等 <p>【地域クラブ活動の開始後（フォローアップ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域クラブ活動の満足度 ②地域クラブ活動に参加してよかったこと（自らの成長等を含む。） ③地域クラブ活動の課題・改善点・困りごと ④地域クラブ活動の継続意欲 ⑤中学校等の卒業後のスポーツ・文化芸術活動の継続意欲 ⑥将来的な地域クラブ活動の運営・指導への参画希望 等 |
|--|

Ⅲ 大会等の在り方の見直し

地域クラブ活動を実施するにあたっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営が必要となることから、以下の点に留意して見直していくことが望めます。

1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チーム・団体の会員等も参加できるよう、県大会、地区大会の参加資格の見直しが必要です。

イ 大会等の主催者は、移行期において部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会等への参加機会を確保できるよう、複数校合同チーム・団体の取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する必要があります。

ウ 県・市町等は、大会等の開催地までの交通費・宿泊費の支援等を学校部活動の生徒に実施している場合、地域クラブ活動の生徒に対しても同様に支援するよう努める必要があります。

エ 平日の大会等に参加する生徒については、部活動・地域クラブ活動の別を問わず、学校長の判断により出席扱いとできます。その際、当該学校における教育活動との関係および当該活動の運営体制・活動内容等を踏まえることに留意する必要があります。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【部活動】

大会等の主催者は、部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要があります。

その一方で、本県の現状では、体制が十分に整うまでは必要に応じて教員が引率を行うことが想定されますが、その場合でも、引率が特定の教員の過度な負担とならないよう、週休日の振替や複数顧問による業務分担等の工夫を徹底するものとします。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を規定として整備し、運用する必要があります。

(2) 大会等の運営への従事（※参考文献④参照）

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員による運営や外部委託を基本とし、人員が足りない場合は、主催者が開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、教員に過度な負担をかけない適切な体制を整える必要があります。
- イ 大会等の主催者は、持続可能で効率的な運営のため、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を積極的に促進すべきです。
- ウ 教育委員会や校長は、大会等の運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う必要があります。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会等の運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う必要があります。
- エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会等の運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う必要があります。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会等の運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う必要があります。

3 生徒の安全確保（※参考文献③⑦⑧参照）

- ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏季を避けるなどの対策を講じる必要があります。
- イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示す必要があります。
- ウ 大会等の主催者は、天候不順等により日程が過密になった場合は、最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する必要があります。

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- ア 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会等の主催者間で連携しつつ、大会等の在り方や開催回数を見直す必要があります。
- イ 生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会等、障がいの有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会な

ど、多様なニーズを踏まえた大会等を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えばリーグ戦の導入などの工夫を実施することが求められます。

IV 関連する制度の在り方

1 教師等の兼職兼業

ア 学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが必要です。その際、認定地域クラブ活動については、県が示す要件のモデルに基づき、市町等が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要です。

イ 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施する必要があります。

ウ 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施する必要があります。

※ 教師等が地域クラブ活動の指導者等となる場合の兼職兼業に係る規程等の整備が行われていない教育委員会においては、県が示す規程等のひな型を参考に、速やかに関係規程等の整備・周知を行うことが望まれます。

2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

ア 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること。

イ 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でないこと。

ウ 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己推薦書、面接や小論文などの方法を用い、入学者選抜全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること。

※ 地域クラブ活動の運営団体等は必要に応じて生徒が所属する中学校等と情報共有等を行うことが想定される(高等学校と直接やりとりをすることは想定されない)。

参考文献

- ①「学校管理下における危機管理マニュアル（毎年度改訂）」三重県教育委員会
- ②「なくそう運動部活動の事故」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ③「熱中症環境保健マニュアル 2022」環境省
- ④「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」文部科学省、スポーツ庁、文化庁
- ⑤「副業・兼業の促進に関するガイドライン」厚生労働省
- ⑥「スポーツ事故防止ハンドブック（解説編）」「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ⑦「学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）」三重県教育委員会通知（令和5年8月4日）
- ⑧「学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について（通知）」三重県教育委員会通知（令和6年6月）
- ⑨「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会
- ⑩「落雷事故の防止について（依頼）」文部科学省、スポーツ庁



「認定要件」 および 「確認事項」

| 認定要件 |
|---|
| <p>①三重県における地域クラブ活動の理念に賛同していること</p> |
| <p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること ●市町等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない ●選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること |
| <p>②国・県・市町の定める「部活動ガイドライン等」および「地域クラブの在り方に関する方針等」に準じた活動を行っていること</p> |
| <p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週当たり2日以上 of 休養日を設け、1日の活動時間は、長くとも 平日は2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること ●年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を策定し、公表していること |
| <p>③営利を活動の主たる目的とせず、活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定していること</p> |
| <p>《具体的な確認事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り適切な参加費等が設定されていること |

認定要件

④公認指導者資格を有している、または市町が基準として示すコンプライアンス研修等を受講している指導者が携わり、生徒の人権を尊重した活動を行っていること

《具体的な確認事項》

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること（日本版DBSの活用含む）
- 市町等が定める研修を受講し、市町等に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること

⑤生徒の健康、安全を第一に考え、熱中症や落雷等の事故防止に努め、活動中の事故やトラブルに対する責任者が明らかであること

《具体的な確認事項》

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市町等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者および指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること
- 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上の場合、運動は中止すること

認定要件

⑥団体の規約等に基づいた運営がなされ、公正かつ適正な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行っていること

《具体的な確認事項》

- 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること
また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

⑦活動状況や年間計画等について、定期的に生徒の在籍校および市町と情報共有等を行っていること

《具体的な確認事項》

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること
- 市町等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市町等や学校との必要な連絡調整を行うこと

認定要件

⑧暴力・ハラスメント等の相談窓口を、生徒や保護者へ積極的に周知していること

《具体的な確認事項》

- 既に設置されている相談窓口（スポーツにおける暴力行為等相談窓口（JSP0）、競技別の相談窓口、24時間子供SOSダイヤル（文科省）等）を生徒や保護者へ積極的に周知していること